

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）等の施行に伴い，建築物エネルギー消費性能確保計画の適合義務制度の対象の拡大による関係手数料の区分の見直しを行うほか，所要の規定整備を行うため。

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例（令和３年伊丹市条例第 号）

伊丹市手数料条例（平成１２年伊丹市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第２第６号の２中オをキとし，イからエまでをエからカまでとし，同号ア中「合計が」の右に「２，０００平方メートル以上」を加え，同号中アをウとし，同号にア及びイとして次のように加える。

ア 非住宅部分の床面積の合計が１，０００平方メートル未満のもの １件につき １７，０００円

イ 非住宅部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの １件につき ２８，０００円

別表第２第５１号の６ウ(ア)中「３００メートル」を「３００平方メートル」に改め，同号ウ中(キ)を(ク)とし，(ク)から(カ)までを(ケ)から(キ)までとし，同号ウ(イ)中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め，同号ウ中(イ)を(ウ)とし，(ウ)の次に次のように加える。

(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ，次に定める額

a 適合証が添付されている場合 ２２，０００円

b 適合証が添付されていない場合であって，特別な計算方法により算出するとき。 １２４，０００円

c その他の場合 ３０７，０００円

別表第２第５１号の１１ア(ア) a 中「第３０条第１項第１号」を「第３５条第１項第１号」に改め，同号イ(イ)中 g を h とし，c から f までを d から g までとし，同号イ(イ) b 中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め，同号イ(イ)中 b を c とし，a の次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

- (a) 適合証等が添付されている場合 22,000円
- (b) 適合証等が添付されていない場合であって、非住宅部分のエネルギー消費性能が、モデル建物法基準によるとき。 119,000円
- (c) その他の場合 300,000円

別表第2第51号の13イ(イ)中gをhとし、cからfまでをdからgまでとし、同号イ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

- (a) 適合証等が添付されている場合 22,000円
- (b) 適合証等が添付されていない場合であって、非住宅部分が、モデル建物法基準によるとき。 119,000円
- (c) その他の場合 300,000円

別表第2第51号の14オ中(ウ)を(イ)とし、同号オ(イ)中「の建築物」の右に「(工場等を除く。)」を加え、同号オ中(イ)を(イ)とし、(イ)の次に次のように加える。

- (イ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準による場合 379,000円
- (ウ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準によらない場合 390,000円

別表第2第51号の14中オをキとする。

別表第2第51号の14エ中(ウ)を(イ)とし、同号エ(イ)中「の建築物」の右に「(工場等を除く。)」を加え、同号エ中(イ)を(イ)とし、(イ)の

次に次のように加える。

(イ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準による場合 260,000円

(ロ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準によらない場合 270,000円

別表第2第51号の14中エをカとする。

別表第2第51号の14ウ中(ロ)を(イ)とし、同号ウ(イ)中「の建築物」の右に「(工場等を除く。)」を加え、同号ウ中(イ)を(ロ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準による場合 216,000円

(ロ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準によらない場合 224,000円

別表第2第51号の14中ウをオとする。

別表第2第51号の14イ中(ロ)を(イ)とし、同号イ(イ)中「の建築物」の右に「(工場等を除く。)」を加え、同号イ中(イ)を(ロ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準による場合 168,000円

(ロ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準によらない場合 175,000円

別表第2第51号の14中イをエとする。

別表第2第51号の14ア中「合計が」の右に「2,000平方メートル以上」を加え、同号ア(ア)中「認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下この号において「認定計画」という。))の算出方法と同一の算出方法による当該認定計画に記載された他の建築物(以下この号及び次号において「他の計画記載建築物」という。))を「他の計画記載建築物」に改め、同号ア中(ロ)を(イ)とし、同号ア(イ)中「の建築物」の右に「(工場等を除く。)」を加え、同号ア中(イ)を(ロ)とし、(ア)の

次に次のように加える。

(イ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準による場合 118,000円

(ロ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準によらない場合 125,000円

別表第2第51号の14中アをウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

(ア) 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下この号において「認定計画」という。）の算出方法と同一の算出方法による当該認定計画に記載された他の建築物（以下この号及び次号において「他の計画記載建築物」という。）の場合 22,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の工場、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物（以下この号及び次号において「工場等」という。）であって、モデル建物法基準による場合 32,000円

(ロ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準によらない場合 37,000円

(エ) 他の計画記載建築物以外の建築物（工場等を除く。）であって、モデル建物法基準による場合 119,000円

(オ) その他の場合 300,000円

イ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

(ア) 他の計画記載建築物の場合 35,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準による場合 46,000円

(ウ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準によらない場合 51,000円

(エ) 他の計画記載建築物以外の建築物（工場等を除く。）であって、モデル建物法基準による場合 158,000円

(オ) その他の場合 388,000円

別表第2第51号の15ア中(ウ)を(オ)とし、同号ア(イ)中「の建築物」の右に「（工場等を除く。）」を加え、同号ア中(イ)を(エ)とし、(7)の次に次のように加える。

(イ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準による場合 22,000円

(ウ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準によらない場合 26,000円

別表第2第51号の15キ中(ウ)を(オ)とし、同号キ(イ)中「の建築物」の右に「（工場等を除く。）」を加え、同号キ中(イ)を(エ)とし、(7)の次に次のように加える。

(イ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準による場合 379,000円

(ウ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準によらない場合 390,000円

別表第2第51号の15中キをクとする。

別表第2第51号の15カ中(ウ)を(オ)とし、同号カ(イ)中「の建築物」の右に「（工場等を除く。）」を加え、同号カ中(イ)を(エ)とし、(7)の次に次のように加える。

(イ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準による場合 260,000円

(ウ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準によらない場合 270,000円

別表第2第51号の15中カをキとする。

別表第2第51号の15オ中(ウ)を(オ)とし、同号オ(イ)中「の建築物」の右に「（工場等を除く。）」を加え、同号オ中(イ)を(エ)とし、(7)の

次に次のように加える。

(イ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準による場合 216,000円

(ロ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準によらない場合 224,000円

別表第2第51号の15中オをカとする。

別表第2第51号の15エ中(ロ)を(イ)とし、同号エ(イ)中「の建築物」の右に「(工場等を除く。)」を加え、同号エ中(イ)を(ロ)とし、(7)の次に次のように加える。

(イ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準による場合 168,000円

(ロ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準によらない場合 175,000円

別表第2第51号の15中エをオとする。

別表第2第51号の15ウ中(ロ)を(イ)とし、同号ウ(イ)中「の建築物」の右に「(工場等を除く。)」を加え、同号ウ中(イ)を(ロ)とし、(7)の次に次のように加える。

(イ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準による場合 118,000円

(ロ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準によらない場合 125,000円

別表第2第51号の15中ウをエとする。

別表第2第51号の15イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中(ロ)を(イ)とし、同号イ(イ)中「の建築物」の右に「(工場等を除く。)」を加え、同号イ中(イ)を(ロ)とし、(7)の次に次のように加える。

(イ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準による場合 46,000円

(ロ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物法基準によらない場合 51,000円

別表第2第51号の15中イをウとし，アの次に次のように加える。

イ 変更部分に係る床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ，次に定める額

(ア) 他の計画記載建築物の場合 22,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって，モデル建物法基準による場合 32,000円

(ウ) 他の計画記載建築物以外の工場等であって，モデル建物法基準によらない場合 37,000円

(エ) 他の計画記載建築物以外の建築物（工場等を除く。）であって，モデル建物法基準による場合 119,000円

(オ) その他の場合 300,000円

付 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。